

令和2年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月20日（木）午後2時30分から午後4時2分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (2人)

委員	3番	遠藤 宏
委員	12番	横塚 洋一

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主事補 上野川拓朗

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和2年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号3番 遠藤 宏委員、議席番号12番 横塚洋一委員の2名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員15名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、令和2年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 新井 勉委員、議席番号11番 谷 正雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「相続税納税猶予適格者証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局専決規程第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条565番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。

大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条566番 契約内容は、区分地上権の設定3年です。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は、中ほどの「区分地上権等の設定等の許可基準」にある2つの項目を満たす必要があります。まず、「1 その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない」こと。こちらは、事務局で現地を確認させていただきまして、特に問題はございませんでした。次に、「2 その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」こと。こちらは、申請地に地上権、賃借権等、所有権以外の権利が設定されている場合に、その地上権者、賃借人等にあたる者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地はすべて賃借権が設定されており、耕作者の同意を得ています。以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われれます。2ページ下、案内図をご覧ください。パネルの設置図になります。赤線で囲まれた部分がパネル設置部分となります。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許

可することに決定いたしました。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条119番について報告します。

本申請は、畜舎及び進入路のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林」、西は「畑」、南は「畑・認定外道路幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条703番について、調査班、お願いします。

調査班

5条703番について報告します。

本申請は、営農型太陽光発電設備を設置するため、営農している農地の一部に支柱等を建てるため一時転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「田」、西は「市道幅員9m」、南は「宅地・市道幅員9m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「営農型太陽光発電設備」であり、農地法施行令第11条第1項第1号イの「一時的な利用で目的達成上必要であると認められるもの」に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結

果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議 長

ありがとうございます。なお、議案第3号 5条703番については農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。議案第3号 5条703番について、審査会の報告をお願いします。

審査会班長

審査会の結果を報告します。2月10日に委員5名が出席して審査会を行いました。

5条703番、について報告します。

本申請は、現在設置されている営農型太陽光発電設備について、一時転用の許可を受けたものが、期間満了となり更新のため申請するものです。当初はパネル設置者が南北で別々の事業者でしたが、昨年、事業者の変更が農業委員会で許可され、現在の設置者は南北ともに同じ事業主となっております。審査会の内容としましては、過去3年間の営農状況から営農型太陽光発電事業の継続が適切かどうかとなります。支柱を立てて営農する太陽光発電設備等について、農地転用許可制度上の取扱いについては平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知により規定されております。その中で下部の農地の営農について、同年の地域の平均的な反収と比較して、2割以上減少していないことが要件とされております。太陽光パネルの下部では平均反収の8割を超えるよう営農してきましたが、過去3年間ともに収量は8割に達しませんでした。収量が8割に満たない場合に更新できるかについては、個別に営農状況や環境での影響などを勘案して検討することになっております。そのため、審査会にて今までの営農の状況、今後の対策について説明して頂きました。作付けの作物はみょうがになります。過去3年間の営農に関しましては、初年度はソーラーパネル設置作業から引渡しの期間中は農地に入ることができなかつたため、みょうがの苗が雑草に負けてしまい、収穫はできませんでした。2年目はみょうがの苗を再度植え直すなど改善を図りましたが、予定していた収量の半分程度の収量しかありませんでした。3年目は7月の長雨、8月の異常高温から収穫期のみょうがに悪影響を与え、出荷減となり収穫量が8割に届きませんでした。今後の対策としましては、生育の悪い苗の植え替え、化成肥料の施肥、間引き、雑草防止を徹底して行い、排水対策として圃場東側に溝を掘り、排水の悪い北側の圃場の地下水を下げるなどの対策を考えております。申請地の状況は毎月現地調査班のみなさんに確認をしていただいております、いずれも特に問題はございません。出荷

先ですが、みょうがはJA佐野、道の駅どまんなかたぬまなどに出荷しています。収量確保のための対策を立てていることや、今までの農業に取り組む姿勢を考慮して、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、更新は適当であると判断しました。以上で審査会の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果は報告のとおりであります。続きまして、5条704番から5条706番について、調査班、お願いします。

調査班

5条704番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「県道幅員7m」、西は「認定外道路幅員1m」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができるときは不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条705番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員4m」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条706番について報告します。

本申請は、農業用倉庫及び農作業舎として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に
該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、
南は「市道幅員5m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸
透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第
2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することがで
きる場合は不許可」です。立地基準は、不許可の例外事由である農地法施
行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理
加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として
農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」
に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討し
た結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判
断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番
澁江委員

5条703番について質問させていただきます。みょうが栽培ですが、
収量が8割届かないと。これを毎回そういった報告で農業委員会として
認めていくんですか。ただ努力していればいいと言えども通用して
しまうと思いますが。

事務局

過去3年間の収量について改めて報告させていただきます。審査会よ
り説明があった中で、初年度については収量なし、2年目については収量
が1反あたり100kg、地域の平均的な収量として参考で出されている
のが、JA那須南のみょうが部会のもので、そちらの収量が1反あたり2
00kgです。3年目は気候変動の影響でJA那須南も大きく減少となり、
1反あたり100kgです。本件の収量は1反あたり75kgに減少してい
ます。澁江委員がおっしゃっているとおり、あくまで8割という目標は国
が定めている指標としてあるんですが、それに満たなかった場合には、栃
木県の農政課にも確認した時に8割を超えていないから、それで太陽光

発電設備を即撤去ではなくて、こういった営農をしているかを勘案して更新した事例はあるということだったので、そういった方策がとれないかどうかを、審査会を開催してご審議いただきました。もちろん、示されている基準に沿って営農型太陽光発電設備の許可をしなければならないとは思いますが、ただ、作付けしている作物がみょうがで、当初からあんな荒れた土地でみょうがができるのかという委員のご指摘が当然あって、それでもやるというところで耕作が放棄されて雑木が生えていたような申請地で農地改良して、暗渠もして作付けを開始して、初年度に関してはタイミングもあって収量はなかったわけなんですけど、2年目、3年目の営農の実態については現地調査の際に委員の皆様にもご確認いただいている通りです。もしこれが仮に撤去となると、更新させない理由についてきちんと納得のいくものでなければ当然争いが起こることになるので、最終的には裁判になるかもしれないですね。農業委員会とすると更新する、しないを判断するにあたって、現状の営農についてどこまでを求めるかについては、もうちょっと良いやり方があるんじゃないかという所は委員のみなさんも思う所もあるかと思えます。今回、更新にあたっている申請人に関しては、市外の別の場所で面積は小さいのですが同じように営農型太陽光発電設備を設置しています。今回更新にあたって、設置されている自治体の農業委員会に確認して収量の報告について、確認してみたら8割を超える収量があったということなんです。佐野市の規模になった時に同じように収量が8割になれば当然良かったんですけど、夏の雨量が多い時期に水が原因で収量が少なかったということだったので、今後どのような対策を取りますかという質問に、排水路として掘を作って営農をし、収量を確保したいという回答がありました。年々、営農に関しては改善されてきているとは個人的には思っています。その辺を勘案して、審査会では許可相当という結論が出ています。

4番
澁江委員

実は、今おっしゃった通り、市外の太陽光発電設備の下は農地として土地がすごく良いと思うんですね。現在の太陽光発電設備の下で、石だらけで私は個人的にはよくやっているなど。あれが最大じゃないかと。今回の収量以上望むのは厳しいのではないかと思っているんですね。その努力は認めます。ただ、太陽光発電設備を設置する前は荒地だったということなので、その状況からするととてもよく整備されていますが、収量からするといかがなものかと思ったんですね。

事務局

事務局からすると審査会の方で、許可相当という判断をいただいておりますし、他の事例で更新せずに撤去命令を出している所もあると思えますが、そこまで言える内容なのかどうかを総合的に委員の皆様にはご

判断いただければと思います。

6 番
立川勝美委員

よろしいですか。毎年毎年、営農に関しては赤字だと思うんですが、赤字だと営農を続けることは難しいですよ。そういった中で、みょうがはやっぱり連作でやると、収量は減るんですよ。そういった時に作物の変更という方法もあると思います。まずは、今回更新の許可をして3年間やってみて、みょうががだめだとなれば、榎や蕨など他の作物でもやってみると。そういう方法もあるのかなと思います。

事務局

営農型太陽光発電設備の下部での作付け作物については定めがないので、当初予定していた作物について想定していた収量が見込めない場合には、作物を変更することは認められています。ただ、実績がない中で変更するという形になってしまうので、新たに作付けする作物についての栽培知識や経験等の説明がきちんとされて、今作付けしてる作物より見込みがあるような事業計画を立てていただければ、変更については容認されているような制度になっています。

1 4 番
島田一男委員

よろしいですか。私も澁江委員さんがおっしゃったように現在の作付けをしている農地に関しては、長年耕作が放棄された状態で、こんなところで本当にできるのかなと思っていたんですよ。ただ、審査会では、3名の方がいらっしゃったんですが、一生懸命あそこの土地でみょうが作りをやっていこうという意欲が感じられました。なので、収量が8割を満たしていないのでやめた方が良いでしょうとは言えなかったんですよ。

議 長

島田委員ありがとうございました。川上委員からも質問があるとのことですので、議席番号2番 川上委員どうぞ。

2 番
川上委員

はい。皆様からの質問を受けて、私も一言、意見を述べさせていただきます。これから3年間、更新するのは良いことだと思います。というのもやっぱり皆さんが努力をされているし、今後のことも考えて営農に取り組んでいる。ただ、これから天候不順なんかもあり、赤字になってしまっただうにもならなくなって、負債だけが残ってしまうような形にならないように農業委員会でも気をつけていかなければならないと思うんです。なので事務局と委員も今後を見守りながら、せっかく始まった事業なのでぜひ佐野市でも成功するようにしていけたら良いんじゃないかなと思います。

議 長

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議

常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ありがとうございました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地436番について報告いたします。

願出地の状況は、資材置場および道路として利用されております。願出地の東と西の一部と北は畑ですが、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成10年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地437番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の北は畑ですが、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成10年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地438番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の北は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 利用権設定関係の10番について、議席番号4番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第5号 利用権設定関係の10番について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室15:55)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の10番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の10番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。濫江修身委員の入室をお願いします。

(濫江委員 入室15:56)

続きまして、議案第5号 利用権設定関係の10番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の10番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の10番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第7号「農用地利用配分計画案について」、関連がございますので、一括して議題といたします。事務局をして議案第6号、第7号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

議案第7号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年2月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号、7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号及び議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定」及び議案第7号「農用地利用配分計画案」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

16時2分閉会